

# Welby マイカルテ（医療機関・法人向け）利用規約

制定日：平成27年11月1日

平成30年11月15日改訂

令和3年3月25日改訂

令和4年9月8日改訂

## （趣旨）

本 Welby マイカルテ（医療機関・法人向け）利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 Welby（以下「当社」といいます）が提供する「Welby マイカルテ（医療機関・法人向け）」（以下「本医療者向けシステム」といいます）をご利用になる方（以下「医療者会員」といいます）に対して必要事項を定めるものです。なお、本規約に定めのない事項については、本規約の附属規定である「Welby 利用規約」、「プライバシーポリシー」に定めるとおりとします。

## 第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語を以下のとおり定義します。

1. 「当社」とは、株式会社 Welby をいいます。
2. 「本医療者向けシステム」とは、本規約に基づき、主に医療者が患者の自己管理を支援することを目的として、次に定める機能（以下、「本機能」といいます）および本機能利用の為に医療者会員が携帯端末等にダウンロードして使用する当社またはパートナー企業のアプリケーションソフトウェアならびにそれらを管理するためのシステムを総称していいます。
  - (1) 「Welby マイカルテ（患者・一般向け）」（以下「本患者向けシステム」といいます）を利用する方（以下「患者会員」といいます）の利用状況を閲覧できる機能
  - (2) 本患者向けシステムを通じて記録されたデータを検索、閲覧できる機能
  - (3) 患者会員とコミュニケーション（コメントやアイコンによる連絡等）をとる機能。なお、コミュニケーションとは、診療行為又はこれに準ずる行為を目的とするものではなく、患者会員の自己管理と問診の補助を目的とするものを指します。
3. 「利用申込書」とは、本医療者向けシステムの申込を行う際に使用する当社の指定する申込書（これには、インターネット経由にて申込を行う場合の当社所定の申込画面からの申込を含みます。）をいいます。
4. 「導入医療機関」とは、本医療者向けシステムを利用する為に利用申込書の提出など必要な登録

手続きを行い、当社またはパートナー企業により利用を許諾され本医療者向けシステムを利用する医療機関等をいいます。

5. 「医療者会員」とは、導入医療機関が本医療者向けシステムを利用するにあたり、利用申込書に明示した導入医療機関の本医療者向けシステムの管理者、もしくは本医療者向けシステム管理者から本医療者向けシステムの管理権限を付与された者で、本規約および関連する附属規定を承諾の上、当社に対し、当社所定の手続きで会員登録を行い、固有の ID、パスワードを当社およびパートナー企業より取得した個人をいいます。
6. 「患者会員」とは、本患者向けシステムを利用するにあたり、別紙「Welby マイカルテ（患者・一般向け）利用規約」および関連する附属規定を承諾の上、当社に対し、当社所定の手続きで会員登録を行い、固有の ID、パスワードを取得した個人をいいます。
7. 「パートナー企業」とは、当社のアプリケーションと連携する機器やアプリケーションを有する企業や、当社に代わり本医療者向けシステムを販売することを許諾された企業その他の団体等をいいます。
8. 「コンテンツ」とは、デジタルデータで表現された文書、音楽、画像、動画などの情報、またはそれらを組み合わせた情報の集合のことをいいます。
9. 「本データ」とは、本医療者向けシステムを構成するあらゆるプログラム、コンテンツ、ファイル、データベース及び運用データを含むその他一切のデータをいいます。
10. 「運用データ」とは、患者会員による本患者向けシステムの利用に伴い本医療者向けシステム上にアップロードされ蓄積される各種コンテンツその他一切のデータをいいます。
11. 「利用料」とは、本医療用システムの利用の対価として導入医療機関が当社またはパートナー企業に対し支払う料金、および、ライセンス料をいいます。
12. 「通知」とは、本規約に関連する当社またはパートナー企業から導入医療機関に対する全ての意思表示の伝達を意味し、その手段は当社が適当と認める方法により行うものとします。なお、当該通知を郵便または FAX により行う場合において、相手方の所在不明等相手方の責に帰すべき事由により到達しなかった場合は、その発送日から 7 日を経過した日に相手方に到達したものとみなし、電子メールまたは本システム管理画面上への表示の方法により行う場合には送信時または表示完了時から通知の効力を生じるものとします。
13. 「告知」とは、本規約に関連する導入医療機関から当社に対する全ての意思表示の伝達を意味し、その手段は郵便、FAX、電子メール、SMS によるものとします。

## 第 2 条（本規約の適用）

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関し、適用されます。また、導入医療機関・法人は、当社またはパートナー企業に利用申込書を提出（インターネット経由での申込の場合は、申込

画面からの申込送信)した時点で本規約に同意したものとみなされます。

2. 本サービスを利用するには、Welby 所定の Welby 会員登録を完了し、Welby 会員となっていることが必要です。

### 第 3 条 (本規約の変更)

1. 当社は、医療者会員にその内容を通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、医療者会員は変更後の規定に従うものとします。

2. 当社は、本システムに関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法、料金表等（以下「個別規定等」と総称します。）を別途定め医療者会員に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの規約の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの本規約に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に医療者会員は従うものとします。

3. 前 2 項の通知については、当社が別途定める場合を除き、本医療者向けシステムの TOP 画面に変更の旨を表示した後 7 日間の経過をもってその効力を生じるものとします。なお、導入機関は、当該期間の経過により、その認識の有無を問わず当該変更同意したものとみなします。

### 第 4 条 (利用期間)

1. 導入医療機関による本医療者用システムの利用期間は、利用申込書に定めるものとします。

2. 導入医療機関による本医療者用システムの利用期間は、前項の利用期間満了の 1 ヶ月前までに導入医療機関から別段の意思表示がないときは、期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

3. 導入医療機関による都合により、第 1 項及び利用申込書に定める契約期間内に解約する場合は、医療者会員による解約の意思表示が当社に到達した日を含む月の末日までとし、残余期間分に相当する金額の返金は受け付けません。

### 第 5 条 (本医療者向けシステムの終了)

1. 当社が、諸般の事情により本医療者向けシステムの終了を決定した場合、速やかにその終了予定日（以下、「終了予定日」といいます。）を定め、本システムを終了する旨及び終了予定日を導入医療機関に対して通知するものとします。

2. 前項の通知は、終了予定日の 1 ヶ月前までに行うものとします。

3. 本医療者向けシステムの終了後も必要となるデータ・原資料等の運用データは、自らの責任で本システム終了の事前通知から終了までの間に保存するものとします。データの範囲については必要な範囲を自ら指定し、提供している印刷機能、PDF・CSV ダウンロード機能を利用するものとします。

#### 第 6 条（利用の承認）

1. 当社またはパートナー企業は、本医療者向けシステムの導入希望者より利用申込書を受け付け、当社が必要な審査や手続等を経た後に利用を承認します。当社と導入医療機関との間における本医療者向けシステムの利用契約の効力の発生（以下、「効力発生」といいます）は、当社またはパートナー企業が導入医療機関の利用を承認した上で、本医療者向けシステムの利用開始通知を導入医療機関に対して発行した時とします。

2. 当社は、効力発生以降、導入医療機関に対し、当社またはパートナー企業が別途指定した任意の日から本医療者向けシステムを提供いたします。

#### 第 7 条（利用の不承認）

1. 当社は、本医療者向けシステムの導入希望者からの利用申込を独自の基準で審査等をした結果、利用申込を承認しないことがあります。

2. 利用申込を承認しない場合の理由などは非公開とします。

#### 第 8 条（譲渡等の禁止）

導入医療機関は、本規約上導入医療機関として有する権利を、第三者に対して譲渡等（名義変更、貸与、質権の設定その他の担保提供等を含みますが、これらに限らないものとします。）を行うことはできないものとします。また、導入医療機関は、当社が導入医療機関に通知することにより、本医療者向けシステム提供者としての契約上の地位並びに本医療者向けシステム提供者の地位に基づく権利及び義務を、全部であるか一部であるかを問わず、第三者へ譲渡、引受け、担保設定、その他如何なる態様による処分を実施できることを承諾します。

#### 第 9 条（変更の届出）

導入医療機関は、本医療者向けシステムの利用について、利用申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに当社所定の方法で当社またはパートナー企業に告知するものとします。

#### 第 10 条（自己責任の原則）

1. 導入医療機関は、自己による本医療者向けシステムの利用と本医療者向けシステムを利用してなされた一切の行為（医療者会員による本システムの利用並びに導入医療機関による利用とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。）とその結果について一切の責任を負うものとします。

2. 導入医療機関は、本医療者向けシステムの利用により当社、医療者会員、患者会員その他第三者に対して損害を与えた場合（導入医療機関が、本規約上の義務を履行しないことにより当社、医療者会員、患者会員その他第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

3. 導入医療機関は、以下の事項を了承の上、本医療者向けシステムを利用するものとします。

(1)第 25 条各号に掲げる場合を含め、本医療者向けシステムに当社に起因しない不具合が生じる場合があること。

(2) 当社に起因しない本医療者向けシステムの不具合については、当社は一切その責を免れること。

(3)本医療者向けシステムストレージの保存容量は、当社独自の基準により定めること。

#### 第 11 条（本医療者向けシステム利用のための設備設定・維持）

1. 導入医療機関は、自己の責任において、当社が定める条件にて本医療者向けシステムの提供を受けるための設備を設定し、本医療者向けシステム利用のための環境を維持するものとします。

2. 導入医療機関は、本医療者向けシステムを利用するにあたり、自己の責任をもって、電気通信事業者等が提供する電気通信サービスを利用して前項の設備をインターネットに接続するものとします。

3. 第 1 項に定める設備、または前項に定めるインターネット接続及び本医療者向けシステム利用のための環境に不具合がある場合、当社は、導入医療機関に対して本医療者向けシステムの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、本医療者向けシステムに関して保守、運用および技術上必要な場合に加え、提供サービスの改善等運営上必要であると判断した場合も医療者会員、患者会員が本医療者向けシステムにおいて提供、伝送する運用データ、ログ情報等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことがあり、集積したデータを統計的資料として利用することがあります。また、パートナー企業に同様の行為を行わせることがあります。

#### 第 12 条（遵守事項）

導入医療機関は、本医療者向けシステムを利用するにあたり以下の行為を行わず、また医療者会員に行わせてはならないものとします。

1. 法令、本規約及び公序良俗に反する行為または違反する虞のある行為。

2. 導入医療機関以外を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず、あると偽ったりする行為またはそのおそれがある行為。なお、故意過失に基づいて誤認した場合も含むものとします。

3. 本医療者向けシステムを通じて配信されたコンテンツの発信元を隠す、または偽装する行為またはそのおそれがある行為。
4. 当社または第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為。
5. 本医療者向けシステムが用いるネットワークシステムを利用して、他のネットワークシステムに不正にアクセスする行為及びそのおそれがある行為、またはこれらのシステムに損害を与える行為及び損害を与えるおそれのある行為。
6. コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツを登録する行為またはそのおそれがある行為。
7. 本医療者向けシステムまたは本医療者向けシステムに接続しているサーバ若しくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為またはそのおそれがある行為。
8. 本医療者向けシステムに関するドキュメントやプログラムの改変、解析及び複製等、当社の著作権又は産業財産権を侵害する行為及び派生サービスの作成を行う行為。
9. 本医療者向けシステムを不正の目的をもって利用する行為。

#### 第 13 条 (管理者)

1. 導入医療機関は、本医療者向けシステムを複数人の医療者会員で利用する場合、本医療者向けシステムの利用に関する管理者を予め定めた上、利用申込書にて当社またはパートナー企業に告知するものとし、本医療者向けシステムの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として管理者を通じて行うものとします。
2. 導入医療機関は、管理者に変更が生じた場合、当社またはパートナー企業に対し速やかに告知するものとします。

#### 第 14 条 (通知確認の義務)

前条の管理者は、本医療者向けシステムに関する当社またはパートナー企業からの通知についてその内容を逐次確認する義務を負うものとします。当該確認を怠ったことにより発生する導入医療機関、利用者その他第三者の損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

#### 第 15 条 (ID 及びパスワード)

1. 導入医療機関は、本医療者システムに関する ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有し

ないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により導入医療機関、医療者会員、患者会員、その他第三者が損害を被った場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

2. 第三者が、導入医療機関のID及びパスワードを用いて本医療者向けシステムを利用した場合、当該行為は導入医療機関の行為とみなされるものとします。導入医療機関は、かかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、導入医療機関は、当該損害を補填するものとします。

#### 第16条(バックアップ)

導入医療機関は、医療者会員が本医療者向けシステムにおいて提供、伝送する運用データについて、自らの責任でデータ・原資料等を「登録情報の閲覧、レポート機能」にて、「CSV及びPDFファイル」にてバックアップとして保存しておくものとし、当社は、かかるデータの保管、保存、バックアップ等に関して、導入医療機関に一切の義務を負わないものとします。なお、当社は、万一の障害発生時における復旧に供することを目的に、必要な範囲でバックアップを作成しますが、導入医療機関は、当社に対し当該バックアップについて如何なる請求もなすことはできないものとします。

#### 第17条（緊急時の見読性確保）

当社は、緊急時に備え診療録等の見読性の確保を支援する機能として、印刷機能、PDF・CSV形式でのファイルダウンロード機能を提供いたします。

#### 第18条（秘密保持）

1. 導入医療機関及び当社は、本システムの履行、その他これに関連して知り得た相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他一切の情報のうち、秘密である旨明示された情報（以下、「秘密情報」といいます。）につき、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、相手方から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1)秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4)本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、導入医療機関及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、導入医療機関及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知または告知するものとし、開示前に通知または告知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本システムの遂行目的の範囲内でのみ使用し、必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下、本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、導入医療機関及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本システムの遂行に必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第20条第4項所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、導入医療機関から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。但し、この場合、当社は、委託先に対して本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還または完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、本医療者向けシステムの利用期間終了後、期間の定めなく有効に存続するものとします。

#### 第19条（個人情報の取り扱い）

1. 当社が本医療者向けシステムの遂行上、提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同様とします。）の主な利用目的は、次のようなものがあります。

- (1)導入医療機関または医療者会員への連絡、お問い合わせ対応およびご依頼対応のため
- (2)導入医療機関または医療者会員への有益と思われる商品・サービス等の情報提供のため
- (3)本医療者向けシステムの広報のため
- (4)本医療者向けシステムにおける登録済みの個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務遂行のため。

2. 当社は、個人情報について前項に定めるほか、本医療者向けシステムの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め、関連法令を遵守するものとします。

3. 当社のプライバシーポリシーについては、本規約に定めるほか以下に記載のとおりです。

<https://welby.jp/privacy/>

#### 第 20 条（利用料金等とその支払い）

1. 当社は、利用料金等について別途定め、本患者システムの TOP 画面において通知します。

2. 医療者会員は本医療者向けシステム利用に伴い、当社が別途定める支払方法の中から医療者会員が選択し当社が認めた支払方法によって前項の利用料金を支払うものとします。なお、医療者会員が支払方法の変更を登録した場合、当該変更の適用時期は当社の定めるところによります。

3. 利用料金の支払いについては、いったん利用契約が成立した後は、医療者会員からの解約の申し入れがない限りは自動更新するものとします。

#### 第 21 条（本医療者向けシステムの内容）

1. 当社が導入医療機関に提供する本医療者向けシステムの内容は、当社が定めるところによります。

2. 当社は、本医療者向けシステムの内容・名称を変更することがあります。

3. 当社は、パートナー企業からの求めに対し、両社協議の上で必要と判断した場合のみ、本医療者向けシステムの機器・ソフトウェア管理表、ネットワーク構成図、システム構成図で策定した資料、サービスの保守・運用に係るマニュアル等、事業継続に係る書類を提供することがあります。また、サービスの保守・運用の体制に大幅な変更が生じた場合、本医療者向けシステムのマスターテーブルの変更の際して運用データの情報に変更が生じない機能及び、検証方法を備えることが困難な場合についても同様とします。

4. 当社またはパートナー企業は、本医療者向けシステムに付随してまたは本医療者向けシステムもしくは本患者向けシステムと連動のうえ、他のシステム・サービスを導入医療機関に提供・販売することがあります。提供される商品・サービスの内容、料金等詳細については、別途当社またはパートナー企業が定めるところによります。

5. 当社は、本システムの全部若しくはその一部を導入医療機関の事前承諾なしに第三者に委託することができます。

6. 本医療者向けシステムの実施環境を構成するすべてのプログラム、ハードウェア、ソフトウェア、サービス、手続き、表示等に関する知的財産権その他一切の有体・無体の財産権は当社または当

社に対し使用許諾している原権利者に帰属するものとし、導入医療機関は当該権利について、複製、第三者への販売、頒布、第三者への再使用許諾等を行うことはできないものとします。

7. 運用データの知的財産権は、導入医療機関または医療者会員および患者会員に帰属するものとします。なお、導入医療機関は、運用データを当社に対し無償にて、データ保全のためその他本医療者向けシステム遂行上必要な範囲で使用または利用（複製、複写、公衆送信権（送信可能化を含みます。）、翻訳、翻案を含みますが、これらに限りません。）することを予め許諾するとともに、当社の使用または利用が医療者会員および患者会員を含む第三者の知的財産権、その他の権利侵害にならないよう予め必要な措置を講ずるものとします。

8. 運用データは、患者会員の承諾に基づき他の導入医療機関または医療者会員に共有されます。また、当社の運営するサービスに関わる分析、並びに個人が識別・特定できないように加工した統計資料の作成、利用および当該統計資料の第三者への提供として利用できるものとします。

9. 運用データは、患者会員からの要望があった場合は、事前の通知なしに導入医療機関または医療者会員への共有を停止できるものとします。

10. 当社が導入医療機関に提供する本医療者向けシステムの利用情報を、以下の事項に該当する場合は、第三者へ閲覧又は開示することがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上が必要である場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第 22 条（本医療者向けシステムの変更及び、提供の一時停止）

1. 当社またはパートナー企業は、本医療者向けシステム提供のために当社が保有・設定し又利用する各種設備（本患者向けシステムを含むアプリケーションその他のコンピュータソフトウェアのみならずハードウェア、当社と契約しているデータセンター内のサーバ・回線・ネットワーク機器等を含みます。以下、「本システム用設備」といいます。）の保守、工事および障害対応の場合、または天災地変に該当する場合、あるいは電気通信事業者が提供する電気通信の中断・中止等その他やむを得ないときには、本医療者向けシステムの提供の全部若しくはその一部を停止することがあります。

2. 本医療者向けシステムの変更及び、提供を停止するときは、当社またはパートナー企業は、導入医療機関に対し、その旨と本医療者向けシステムの提供停止の期間の事前の通知及び、完了の報告をします。作業の実施に際し当社またはパートナー企業は、互換性確保、サービス提供に係る影響の範囲、他のシステムとのデータ連携等にあたり必要な措置を予め確認の上、十分な期間を設けた上で事前の情報提供及び、通知を行います。但し、次の各号の事態が生じたときは、事前の通知なしに本システムの提供を停止することができるものとします。

(1)本システム用設備の保守点検を緊急に行う必要があると当社またはパートナー企業が判断した場合。

(2)火災、停電、天災地変、電気通信事業者が提供する電気通信の中断・中止等当社の責に帰することのできない事由により本医療者向けシステムの提供ができなくなった場合。

(3)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本医療者向けシステムの提供ができなくなった場合。

(4)その他、運用上、技術上または導入医療機関の利便のため、一時的な本医療者向けシステムの提供停止が必要と当社またはパートナー企業が判断した場合。

(5)医療者会員が法令に違反する利用をした場合。

(6)その他当社が定める正当な理由がある場合。

3. 当社は、前 2 項のいずれか、またはその他の事由により本医療者向けシステムの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する導入医療機関、医療者会員その他第三者が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第 23 条（本医療者向けシステムの提供の中止）

1. 当社は、導入医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに本医療者向けシステムの提供の全部若しくはその一部を中止することができるものとします。

(1)本医療者向けシステムの利用料の支払その他の債務を履行しない場合。

(2)本規約に違反した場合。

(3)電話、FAX、電子メール、または郵便等による連絡がとれない場合。

(4)その他当社が定める正当な理由がある場合。

2. 当社は、前項の規定により本医療者向けシステムの提供が中止された場合であっても、これに起因する導入医療機関、医療者会員その他第三者が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（解除）

1. 導入医療機関は、当社が本規約に基づく義務を履行しない場合、相当の期間を定めたうえで、か

かる義務の履行、または違反の是正を催告し、当該期間内にかかる義務の履行または是正がなされないときには、本医療者向けシステムの利用契約の全部若しくはその一部を将来に向かって解除することができるものとします。

2. 当社は、導入医療機関に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに本医療者向けシステムの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- (1)本規約に違反し、相当の期間を定めたくえで当該違反の是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合。
- (2)重大な背信行為があった場合。
- (3)自ら振出したまたは引き受けた手形、小切手につき、不渡り処分を受ける等の支払停止、支払不能の事由が生じた場合。
- (4)差押、仮差押、仮処分または強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て、または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされた場合。
- (5)解散または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議した場合。
- (6)公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (7)監督官庁の許認可を必要とされる事業で許認可を取得していなかったことが判明した場合。
- (8)監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けた場合。
- (9)資産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認めるに足りる相当の理由が生じた場合。
- (10)災害、労働争議その他やむを得ない事由により本規約の履行が困難と認めるに足りる相当の事由が生じた場合。
- (11)事業内容が公序良俗その他法令に違反する場合、マルチ商法、悪徳商法、ねずみ講など社会的に問題となり得る事業を行っている場合。
- (12)本医療者向けシステムと同一または類似の業務を現に行っている場合、または将来行う予定があることが判明した場合。
- (13)反社会的活動を行っている場合その他反社会的勢力に該当する場合若しくはこれらと関連があることが判明した場合。
- (14)導入医療機関以外を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず、あると偽ったりする行為またはそのおそれがある行為をした場合。
- (15)効力発生以降、導入医療機関の実質的支配関係に変動が生じた場合。

## 第 25 条（免責）

当社は、本医療者向けシステムの実施に関して、以下の各号に掲げる事由から生じた一切の損害（通常損害、逸失利益、間接損害、特別の事情により生じた損害、または第三者から導入医療機関に対しなされた賠償請求に基づく損害を含みますが、これらに限りません。）については、導入医療機関および医療者会員、患者会員その他第三者に対し賠償責任を負わないものとします。

1. 地震または洪水等の天災地変により、本医療者向けシステムのために当社が設置する本システム用設備が毀損若しくは機能不能、または本データが破損若しくは消失等した場合。
2. 当社の責に帰することのできない火災または停電等の災害により、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、または本データが破損若しくは消失等した場合。
3. ハッカー等の不正侵入者の行為に起因して、本医療者向けシステム用設備が毀損若しくは機能不能、または本医療者向けデータが破損若しくは消失等した場合。
4. 導入医療機関または利用者の誤操作、不適切な登録、設定等に起因して、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、または本データが破損若しくは消失等した場合。
5. 前四号に掲げる以外の不可抗力、または本システム用設備の自然消耗、その他当社の責に帰することができない事由により、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、または本データが破損若しくは消失等した場合。
6. 前各号に掲げる事由による本システム用設備の毀損若しくは機能不能に起因して、本データが破損若しくは消失等した場合。
7. 当社またはパートナー企業が、導入医療機関に対し事前に通知したうえで、適宜実施、または導入医療機関の要請に基づき実施する本システム用設備若しくは本医療者向けシステムの更新・メンテナンスのために、本医療者向けシステムが一時的に提供不能となる場合。
8. 本医療者向けシステムおよび患者向けシステムの利用に基づき、医療者会員同士若しくは導入医療機関の医療者会員と患者会員その他第三者との間で紛争が生じた場合。
9. 第 21 条で規定する本医療者向けシステムの提供停止の他、導入医療機関または医療者会員または患者会員の回線、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等が生じた場合。

## 第 26 条（本規約違反等への対処）

1. 当社は、導入医療機関が本規約に違反した場合若しくはそのおそれのある場合、導入医療機関による本医療者向けシステムの利用に関し、利用者その他第三者から当社に苦情や請求の申立て等がなされ、かつ当社が適当と認めた場合、またはその他の理由で不適当と当社が判断した場合は、次のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

(1)導入医療機関に対し、本規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求する。

(2)導入医療機関に対し、第三者との間で、苦情や請求等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含みます。）を行うことを要求する。

(3)導入医療機関に対し、導入医療機関または医療者会員が発信または表示する情報を削除することを要求する。

(4)導入医療機関による本医療者向けシステムの利用の全部または一部を中止する。

2. 導入医療機関は、前項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、導入医療機関は、当社が前項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。

#### 第 27 条（利用期間終了後の措置）

理由の如何に問わず、本医療者向けシステムの利用期間が終了した場合、導入医療機関は本システムストレージ及び本システム用設備に対するアクセスの権利を失い、当社はいかなる形態であれ本医療者向けシステムを導入医療機関に利用させる義務を負わないものとします。

#### 第 28 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の準拠法は、これを日本国法とします。

2. 本規約に関して生じた一切の争訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 29 条（協議事項）

本規約の各条項の解釈若しくは本規約に定めのない事項について疑義が生じたときは、当社および導入医療機関は信義誠実の原則に従い協議し、速やかにその解決を図るものとします。